気軽にご参加ください

≈ ゆうゆうカフェ≈

認知症の方やそのご家族、友人、地域の方、どなたでも参加できるカフェです。 なんでも話せる息抜きの場や介護の情報交換の場として、お気軽にご参加ください。

申込み不要

どんなことをするの?

①お茶を飲みながら楽しい おしゃべり



②認知症予防の体操 やレクリエーション



③認知症や介護について 情報交換や相談



11月15日(水) 午前10時~12時 日 時

場 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」1階 健診室

対 象 認知症の方やそのご家族、友人、地域の方など、どなたでもご参加ください。

参加費

主催 茨城町 長寿福祉課

共 催 公益財団法人 報恩会 石崎病院 (認知症疾患医療センター)

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407 (直通)

11月は 児童虐待防止推進月間 です

オレンジリボンキャンペーン

オレンジリボンは児童虐待防止のシンボルです。

- ・虐待を受けたと思われる子どもがいたら
- ・出産や子育てに悩んだら



下記に連絡・相談ください(24時間対応)

児童相談所共通ダイヤル::いばらき虐待ホットライン

2189

2 0293-22-0293

匿名での連絡も可能です。

連絡者や内容に関する秘密は守られます。

"子どもを守ろう" オレンジリボンたすきリレー 2017

主催:茨城県児童福祉施設協議会

子ども虐待防止と社会的擁護理解のため、オレ ンジのたすきをつないだランナーが県庁まで走りま す。お見かけの際は、ご声援をお願いします。

▶日時等 11月2日(木) 午後2時 茨城町役場到着予定

【問合せ先】こども課 ☎ 029-240-7144(直通)

あなたの土地にある木は大丈夫ですか?

-道路に張り出した木等の管理は土地の所有者です~

樹木などは私たちに自然の安らぎを与えてくれます。 しかし、生い茂った枝などが道路上にはみ出したり、 垂れ下がって覆いかぶさったりすると、歩行者や車の 通行に影響が出てしまいます。そして、道路の見通し が悪くなることで**思いがけない事故**につながってしま うことも…。

その場合、土地の所有者にも責任が問われることが あります。

また、台風や雪が降った後は、覆いかぶさっていた枝 などが道路をふさいでしまうこともあり、特に注意が

必要となりますので、樹 木・竹林・生垣などの所 有者の方には伐採や剪 定等をお願いします。

誰もが安心して通行 できる安全な道路づく りに、皆さまのご理解と ご協力をよろしくお願 いします。



道路上に張り出した木とそれを避 けようとする車 (イメージ写真)

【問合せ先】道路建設課 管理グループ

☎ 029-240-7115 (直通)

弾道ミサイル落下時の行動について

8月29日及び9月15日に、北朝鮮が弾道ミサイルを発射する事案が発生しました。 弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。

ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国から緊急情報全国瞬時警報システム (「アラート)などを通じて、防災行政無線や緊急速報メール、テレビ、ラジオなどで直接町民の皆さ まにお知らせします。

町では、防災行政無線のほか、町ホームページ、ツイッターなどでも緊急情報を発信しています。

○緊急情報が流れたときの行動

緊急情報が流れたときは、落ち着いて、直ちに行動するとともに、引き続き国からの情報に注意 してください。

屋外にいる場合

- ・近くの建物などに避難してください。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守ってください。

屋内にいる場合

- ・できるだけ窓から離れるか、窓のない部屋がある場合は移動してください。
- ※武力攻撃などの国民保護事象については、内閣官房国民保護ポータルサイト

(http://www.kokuminhogo.go.jp/) に掲載されていますのでご覧ください。

※防災行政無線が聞き取りにくかったときは、放送内容を電話で確認することができます。 ただし、直近の放送内容のみとなります。

【防災行政無線テレフォンサービス】☎ 0800-800-8848 (無料) ☎ 029-292-8861 (有料) 【問合せ先】総務課 防災・危機管理グループ ☎ 029-240-7125 (直通)

軽自動車・バイク等の廃車・名義変更はお済みですか?

バイクや軽自動車、小型特殊自動車など軽自動車税は、毎年4月1日現在、所有されている方に、課税されます。 「他人に譲った」「以前から使用できずに放置してある」「紛失や盗難にあった」「所在不明」などの事情があっ ても、廃車や名義変更などの手続きをしない場合には、翌年度も引き続き課税されますので、下記の手続き場所 にて、速やかに廃車・名義変更などの手続きを行ってください。

車の種類	必要なもの		手続き場所
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 農耕作業車	廃車	・ナンバープレート・標識交付証明書・印鑑	茨城町税務課 - 茨城町大字小堤1080番地
※水戸ナンバーの小型特殊自動車・農耕作業車は茨城運輸支局での手続きとなります。	名義 変更	・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・印鑑	☎ 029-240-7114 (直通)
軽自動車 (660ccまでの三・四輪車)	廃車・名義変更の手続きについては、事前に 右記へお問い合わせください。		軽自動車検査協会 茨城事務所 茨城町大字若宮887番地59 ☎050-3816-3105
二輪の軽自動車 (125ccを超え250cc以下) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	廃車・名義変更の手続きについては、事前に 右記へお問い合わせください。		関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町353番地 ☎ 050-5540-2017

農耕作業車(トラクターなど)はナンバー登録が必要です

乗用可能な農耕作業車(トラクター、コンバイン、田植機など)は、農耕作業用小型特殊自動車として扱わ れ、軽自動車税の課税対象となります。公道走行の有無に関わらず、所有していることに基づいて、その定置場 所のある自治体において申告が義務付けられています。

まだ、ナンバープレートの交付を受けていない農耕作業車を所有している方は、税務課まで申請手続きをお 願いします。

○対象となる農耕作業用小型特殊自動車の要件

- ・乗用装置のある農耕用作業車(トラクター、コンバイン、田植機など)
- ・車両の大きさに制限はありません。 ・最高速度が時速35 k m/h 未満のもの

○申請に必要なもの

・販売証明書または前所有者からの譲渡証明書 ・印鑑

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114 (直通)